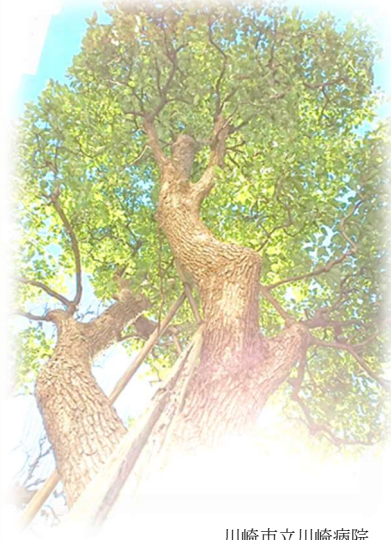


川崎市立川崎病院通信



川崎市立川崎病院
シンボルツリー



川崎市立川崎病院の基本理念

私たちは、地域の基幹病院として、他の医療機関と連携し、「病気」でなく「病人」を診る心を大切に、安全安心で質の高い医療を、患者の皆さまとともに考え、実践し、健康と福祉の向上を通じて地域社会の発展に貢献することを目指します。



川崎市

特集

外国人患者受入れ医療機関認証制度 (J M I P) の認証を取得しました



J M I P 検討委員会委員長の澤藤誠です。

当院は、令和6年6月6日付で、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（J M I P (ジェイミップ) : Japan **M**edical Service Accreditation for International **P**atients)」の認証を取得しました。

これまでの経過を簡単にご紹介させていただきますと、令和3年度からJ M I Pコア会議を立ち上げ、それを令和5年度にはJ M I P検討委員会へと発展させながら、多くの議論を重ねるとともに、オンライン式や対面式の医療通訳、機械翻訳などの利用に取り組んでまいりました。

川崎市では外国人市民が増加しており、これに伴って当院を受診する外国人患者さんも増えてきております。医療サービスを享受する上で国籍や話す言語がその障害とならないよう、今後も引続き受入れ体制の向上に努めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



外国人患者受入れ医療機関 認証制度（JMIP）とは

一般財団法人日本医療教育財団が提供する認証サービスで、国内の医療機関を対象として、多言語による診療や、異文化・宗教に配慮した対応など、外国人患者の受入れに資する体制を第三者的に評価するものです。

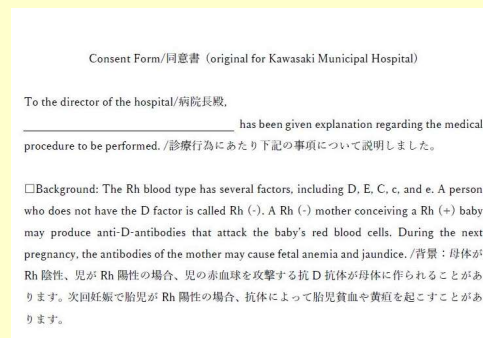
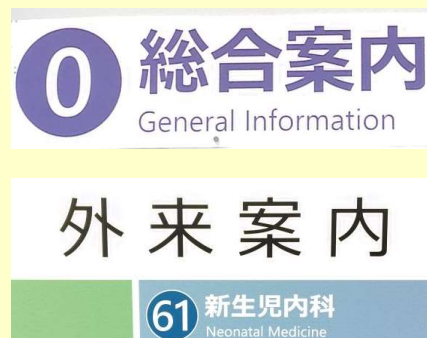
認証医療機関は、医療を必要とするすべての外国人に安心、安全に医療を提供できる体制があることが証明されたことになります。

認証医療機関は、JMIPのホームページ上を通じて、外国人患者の受入れ体制が整備された病院であることを告知することができます。

<一般財団法人日本医療教育財団のホームページから作成>



掲示物や文書に日本語と英語を併記しています



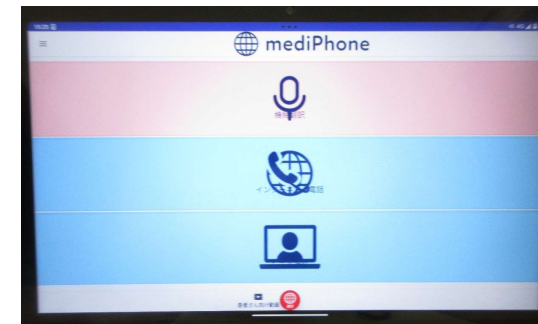
当院では、外国人患者さんに安心して医療を受けていただけることを目的として、院内の掲示物や患者さん向けの文書の多言語化、通訳タブレットの導入など、受入れ体制を整えてまいりました。

そして、一般財団法人日本医療教育財団が実施する「外国人患者受入れ医療機関認証制度」を受審したところ、これまでの川崎病院の取組が評価され、市内の医療機関として初めて認証されました。

今後も、市民の多様な医療需要に応える市の基幹病院として、外国人患者受入れ医療機関として多文化共生社会に貢献してまいります。

川崎病院で使用している 通訳・翻訳サービスをご紹介します！！

当院は、診察時などに安心して医療が受けられるよう、通訳や翻訳サービスを用意しております。患者さんに応じて、適切なサービスをご案内します。また、ご相談は1階21番窓口で受け付けています。



ビデオ医療通訳、電話医療通訳、 機械翻訳「メディフォン」

ビデオや電話による遠隔での医療通訳です。対面での医療通訳よりも、対応できる言語の数が多いです。また、医療現場に特化したAI翻訳による機械翻訳サービスも備えています。

対面の医療通訳「MICかながわ」

医療通訳者が当院に来院し、対面の医療通訳を行います。言語や日程によっては予約できない場合があります。その際はメディフォンの利用予約となります。



AI通訳機「ポケットクW」

85言語（うち74言語では音声・テキストに、11言語ではテキストのみに翻訳可能）に対応した翻訳機です。

ビデオ通訳「みえる通訳」

英語や中国語、ベトナム語など13言語に対応した多言語映像通訳サービスです。耳が聞こえない患者さんでもご利用いただけるよう手話にも対応しています。

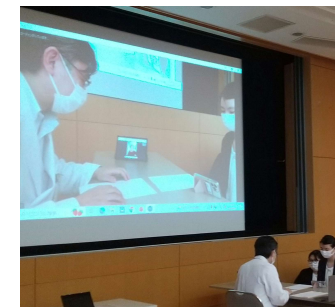


スタッフの外国人患者さんへの 対応力向上に努めています



令和6年は外国人患者対応研修会を開催しています。医師や看護師をはじめ様々な職種の職員が参加し、他の病院で発生した言語トラブルの事例について説明を受けたり、各医療通訳サービスの特徴などについて理解を深めました。

今後も定期的に行なうことで、職員の対応スキル向上を目指していきます。



今後にご期待ください!



〈文責：J M I P 検討委員会〉

患者さんの権利

- 当院は、患者さんの医療にかかわる、次の権利を尊重します。
- 1 生命の尊厳と、人格を尊重した医療を受ける権利があります。
 - 2 安全安心で質の高い医療を平等に受ける権利があります。
 - 3 ご自身の病気や治療について知る権利を持ち、わかりやすく説明を受け、希望や意見を述べる権利があります。
なお病名や予後について知りたくない場合は、そのお気持ちを尊重します。
 - 4 ご自身が受ける医療を自らの意思で選択あるいは拒否する権利があります。
 - 5 ご希望により、診療のいかなる段階においても、他の医師および他の医療機関の医師の意見（セカンド・オピニオン）を求める権利があります。
 - 6 診療上の個人情報は厳重に保護され、その秘密は守られます。

〔発行元〕 令和6年11月19日発行（第54号）

発行責任者：瀬川 裕／編集：広報委員会

事務局：川崎市立川崎病院庶務課 川崎市川崎区新川通12-1 電話：044-233-5521

<http://www.city.kawasaki.jp/32/cmsfiles/contents/0000037/37856/kawasaki/>